

知多市税条例及び知多市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 8 号

知多市税条例及び知多市都市計画税条例の一部を改正する条例

(知多市税条例の一部改正)

第 1 条 知多市税条例（昭和 4 5 年知多市条例第 4 9 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

(知多市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 知多市都市計画税条例（昭和 4 5 年知多市条例第 5 0 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中知多市税条例第 3 3 条の 2、第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中知多市税条例附則第 2 4 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 1 条中知多市税条例第 2 0 条及び第 2 0 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 改正後の知多市税条例（以下「新条例」という。）第 2 0 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前に

した公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の知多市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第75条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第25条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、知多市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第25条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 知多市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第25条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第25条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 この条例による改正後の知多市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を知多市公告式条例（昭和 45 年知多市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u>	(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>知多市緑町 1 番地掲示場に掲示して行うものとする。</u>
(納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している

改正後	改正前
(所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公	場合においてその旨とする。 (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公

改正後	改正前
的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３３条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつたもの」という。）については、この限りでない。	的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３３条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつたもの」という。）については、この限りでない。</u>

改正後	改正前
第2項から第8項まで （略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない法人にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 （略） 第1号及び第2号 （略） (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) （略） 第2項から第6項まで （略）	第2項から第8項まで （略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない法人にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 （略） 第1号及び第2号 （略） (3) 扶養親族の氏名 (4) （略） 第2項から第6項まで （略）

改正後	改正前
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げ	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 第1号及び第2号 (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 第2項から第5項まで (略) (種別割の税率) 第75条 (略) (1) (略) ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの (<u>ウ</u>に掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が</u>	第1号及び第2号 (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 第2項から第5項まで (略) (種別割の税率) 第75条 (略) (1) (略) ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (新設)

改正後	改正前
<u>4. 0キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円</u> <u>エ 2 輪のもので、総排気量が0. 0 9 リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は定格出力が0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円</u> <u>オ</u> (略) 第2号及び第3号 (略) (種別割の減免) 第80条 (略) 2 (略) 第1号から第4号まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> 第6号から第8号まで (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 (略)	<u>ウ 2 輪のもので、総排気量が0. 0 9 リットルを超えるもの又は定格出力が0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円</u> <u>エ</u> (略) 第2号及び第3号 (略) (種別割の減免) 第80条 (略) 2 (略) 第1号から第4号まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 第6号から第8号まで (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 (略)

改正後	改正前
2 (略) 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の<u>特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項に</u>	2 (略) 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者<u>又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

改正後	改正前
<u>において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> 第1号から第4号まで （略） (5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件</u> (6) （略） <u>4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略）	第1号から第4号まで （略） (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許証の種類及び条件が付けられている場合にはその条件</u> (6) （略） (新設) <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略）

改正後	改正前
第2項から第22項まで（略） 23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第27項及び第28項（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3（略） 第2項から第13項まで（略） 14 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合におい</u>	第2項から第22項まで（略） 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第27項及び第28項（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3（略） 第2項から第13項まで（略） （新設）

改正後	改正前
<u>ても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。</u> <u>１５</u> （略） <u>１６</u> （略） <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> <u>第２５条 令和８年４月１日以後に第８４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第８４条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第８５条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第８４条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u>	<u>１４</u> （略） <u>１５</u> （略） （新設）

改正後	改正前
(1) <u>葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書及び第2号ただし書の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</u>	

改正後	改正前
<u>における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に</u> <u>０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８５条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８５条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
附 則 第1項から第3項まで (略) (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第7項から第18項まで (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第3</u>	附 則 第1項から第3項まで (略) (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第7項から第18項まで (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第3</u>

改正後	改正前
<u>7項、第4 1項若しくは第4 4項、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</u>	<u>8項、第4 2項若しくは第4 5項、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</u>